

一般社団法人 理学療法科学学会
理学療法士の専門領域の認定とスペシャリストの認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学際的および国民の保健医療の発展に寄与する理学療法士の専門領域の認定とスペシャリストの認定に関する必要な事項を定める。

(認定の種類)

第2条 認定には、専門領域の認定と、スペシャリストの認定がある。

2. 専門領域の各認定には、心臓理学療法士、呼吸理学療法士、運動理学療法士、神経理学療法士、NJF などがある。

3. スペシャリストの認定には、各専門領域の認定を受けてから、そり高度の専門を学習し、習得が必要である。

(認定条件)

第3条 一般認定とスペシャリストの条件は以下に示す。

2. 一般認定条件は、理学療法士であり、理学療法科学学会の会員であること。各領域の講義を聴講し、試験に合格すること。ただし、領域により理学療法士の経験年数の制限がある。

3. スペシャリストは一般認定を受けてからある一定以上の経験があり、各領域の講義の受講、経験後に、試験に合格すること。

4. 認定料は 5000 円とする。

(更新)

第4条 一般認定およびスペシャリストの認定を受けた場合、有効期間は2年間とする。

更新する場合は、各領域の講義を聴講しなければならない。更新料は 2000 円とする。

(講義)

第5条 講義の内容は、講習会、e-learning などを実施する。

2. 講義は当学会で主催する研修会、講習会、学術大会などで行われる。

3. 各団体で行われている講習会などの講演を、本該当の講義単位に振り返ることができる。認定は本学会で行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この規程は、平成19年4月20日より施行する。
2. この規程は平成21年4月18日一部改正により施行する。
3. この規程は平成23年4月16日一部改正により施行する。